

# 大阪教育合同労組との協議状況

通算第4号 令和8年1月13日  
教育委員会事務局管理部職員課

一年末一時金及びA L Tの労働条件に関する団交申入書について一

◎ 日時・場所

令和7年12月9日(火) 午後6時00分から午後7時30分まで  
教育・障害福祉センター 教育委員会室

◎ 今回の交渉の主な目的

10月21日に「年末一時金及びA L Tの労働条件に関する団交申入書」が組合から提出されたことを受け、協議の場を持った。

◎ 組合への回答

(回答メモ) 年末一時金及びA L Tの労働条件に対する回答 別紙1  
(提案メモ) 会計年度任用職員(非常勤行政事務員)の職の見直しについて 別紙2

◎ 具体的な交渉内容

協議の要旨

要求書に対する回答を示した上で、具体的な協議を行った。

大阪教育合同労組の主張	当局の回答
<u>報酬体系について</u> 一般の常勤職員と同じように、今後は人事院勧告を反映させていくという理解で良いか。	提案メモの「報酬月額イメージ」の3つ目の米印に記載のとおり、例えばベースアップにより報酬月額が1万円上がれば、調整額が1万円下がるという形での現給保障となる。
つまり、報酬月額と調整額の合計金額である427,050円は固定給の考え方が引き続くということか。	今後、ベースアップが行われ続け、報酬月額が427,050円を超えることがあれば調整額は廃止され、427,050円よりも高くなった報酬月額が適用されるということである。
報酬月額自体は人事院勧告により書き換えられ、一時金の算定基礎額も連動するということが良いか。	その通りである。

大阪教育合同労組の主張	当局の回答
<p>「報酬月額イメージ」の表が 24 年目のところで無くなっているが、これはどのような考え方なのか。</p>	<p>本市の非常勤行政事務員の給料表については、行政職給料表の 1 級を基に設定している。ALT については大卒程度の学歴を求めているため、大卒の報酬月額イメージを適用しており、高卒相当の報酬月額イメージであれば 28 年目までである。これらの報酬月額イメージは行政職給料表の 1 級を適用しており、その 1 級の上限までを基に設定しているものである。</p>
<p>来年度以降も働き続けたいと考えている ALT に対してはこの内容をどのようなスケジュールで伝える予定なのか。</p>	<p>面談について、昨年度は 3 月 5 日に実施したと聞いている。日程は変更になる可能性もあるが、2 月半ばから 3 月頭を目途に予定している。ただ、できる限り早期に説明が必要だと考えている。</p> <p>また、今回の働き方の見直しについては、30 時間 ALT を廃止して全て 40 時間 ALT とすることという要求に対する回答として、勤務時間を 1 つにそろえるにあたり、働き方の見直しも併せて提案をしているところであり、この変更により学校現場にも一定の影響が出ると考えられるため、学校現場への説明も併せて予定しているところである。</p>
<p>「報酬月額イメージ」には 24 年目までしかないが、他の会計年度任用職員も 24 年目が上限となるのか。</p>	<p>例えば学校にいる学校栄養職員で言えば、短期大学を卒業すれば栄養士の免許を取得できる。このように、資格や免許をどの教育段階で取得できるのかというところを踏まえて、学校栄養職員であれば短大卒の給料表を適用する形で運用している。短大卒の給料表は 26 年目まで、高卒の給料表は 28 年目までであるが、高卒の 28 年目と大卒の 24 年目は同じ金額である。報酬月額のイメージの欄が多いから金額に差があるわけではない。</p>
<p>「報酬月額イメージ」の 24 年目が 267,380 円に設定されているが、行政職の 1 級の上限額と同額なのか。</p>	<p>24 年目の金額は常勤職員の 1 級の最高号である 93 号給の金額を時間案分したものとなっている。</p>

大阪教育合同労組の主張	当局の回答
<p>今後給与改定があった場合、他の職員はその改定に応じて給与が上がると思うが、ALT は同じように上がっていくことはないのか。</p>	<p>実質的に受け取る金額には反映されないものにはなるが、報酬月額が上がるといふ部分については、人事院勧告の内容を踏まえて対応できることになる。また、ボーナスの方にはしっかり対応し、上がっていく形で考えている。</p>
<p>報酬が 24 年目で切れている部分について、給料表が伸びればそこに連動するという理解で良いか。</p>	<p>実際に伸びることになれば検討することはあると思われるが、現時点で必ず伸びるといふ回答はできない。基本的には国の行政職給料表に準じて自治体も給料表を作っており、国が給料表を伸ばしたりしない限りは本市が独自で伸ばすということは考えにくい。</p>
<p><u>期末手当・勤勉手当の遡及支給について</u>  勤勉手当の遡及の部分について、もう一度説明をお願いしたい。</p>	<p>令和 6 年度から勤勉手当が支給されるようになり、303,000 円を期末手当、259,000 円を勤勉手当として合計が 562,000 円になるように支給していた。勤勉手当として支給していた 259,000 円は本来期末手当として払われていなければならなかったものと考えているため、勤勉手当と同額の 259,000 円を期末手当として支給する。それに加え、勤勉手当を 1 年あたり 50,000 円支給するため、令和 6 年度と令和 7 年度の期末手当を 562,000 円、勤勉手当を 309,000 円支給した形にするという提案である。</p>
<p>つまり、1 人あたり 618,000 円ということが良いか。</p>	<p>その通りである。</p>
<p>尼崎市が給与を新体系に移行するきっかけとなったのは、組合との交渉と前支部長が措置要求に踏み切ったという部分があるが、今年度の 12 月 1 日に在籍していないという理由だけで支給対象にならないという点については疑義がある。通常、大学や私学、民間などと合意に至った時は誰かを対象にして支払うのではなく、解決金として組合に支払うという考え方があるが、尼崎市はそのような対応は可能か。</p>	<p>解決金という支出科目は無いため、期末勤勉手当として支給しなければならないことにはなる。</p>

大阪教育合同労組の主張	当局の回答
<p>期末手当と勤勉手当の額については組合員とも話をしており、概ね良いという意見になっているが、唯一気になっていることとして、交渉をこれだけやってきたにも関わらず、今年度働いていないということをもって前支部長が昨年度の期末勤勉手当を受け取れないことについては疑義がある。</p> <p>一番気がかりな部分は遡及支給の対象者であり、尼崎市には知恵を絞ってもらいたい部分である。組合としては、解決金として受け取る準備はできている。</p> <p>前支部長に支給することについて、持ち帰って検討いただきたい。</p>	<p>前支部長への遡及支給についての回答次第で協議をまとめられるという認識で良いということであれば、持ち帰って検討したい。</p>

以上  
(職員担当)

年末一時金及びALTの労働条件に関する団交申入書に対する回答（メモ）

R7.12.9

2025年10月21日付け申入書で貴団体から要求のあった事項について、次のとおり回答する。

1. 2025年5月29日付、尼崎市公平委員会判定書を踏まえて、以下のとおりALTの賃金および夏期一時金・年末一時金を支給すること。

①40時間ALTの賃金を2023年度に遡って賃上げすること。

②40時間ALTおよび30時間ALTの勤勉手当を2024年度に遡って実質的に支給すること。

2. 30時間ALTを廃止してすべて40時間ALTとすること。

（回答）

「会計年度任用職員（非常勤行政事務員）の職の見直し等について（メモ）」のとおりとする。

3. ALTの派遣事業を廃止し、直接雇用すること。

（回答）

現行どおりとする。

以 上

## 会計年度任用職員（非常勤行政事務員）の職の見直し等について（メモ）

R7.12.9

## 1 令和8年度以降の勤務体系・報酬体系について

## (1) 対象職種

外国人外国語指導助手（以下、「ALT」とする。）

## (2) 勤務時間

勤務時間		休憩時間	日数	時間単位への換算
始業時刻	終業時刻			
午前8時30分	午後4時15分	45分	5日	7時間

## (3) 長期休業期間の取扱いについて

長期休業期間を「勤務を要する日」とし、より英語教育の推進につながると考えられる業務を設定する。

現時点で想定している業務は下表のとおり。

業務	勤務場所	目的・内容	提出物・確認事項
授業計画・学習計画立案	勤務校	授業補助として授業における教員との関わりや児童生徒とのやり取りについて計画をたてる。	・成果物の提出
教材研究	勤務校	教科書等を用いて、指導方法（問いかけ、発言、ICT活用など）について研究を深め、実践に生かす。	・成果物の提出
教材作成	勤務校	授業で使用する教材を作成する（例：フラッシュカード、ゲーム、映像教材など）。	・成果物の提出
研修の受講	教育総合センターや勤務校等、研修が行われる会場	教育総合センターで開催される夏季研修（英語教育研究講座、人権教育研修講座など）を受講する。また、英語スキル等を向上させるための外部研修についての受講も認める。	<教育総合センターの研修の場合> ・出席確認 ・事後アンケートの回答 <外部研修の場合> ・研修の開催が分かる資料 ・研修報告（A4 1枚程度）
自己研鑽	任意の場所	英語スキルの向上や指導に活かすため、会合や催し等への参加など、自己研鑽として自主的に取り組む。母国へ帰国し、コミュニティへの参加や博物館・資料館を訪れることも可とする。	・会合等の開催が分かるチラシ等 ・博物館や資料館の入場チケットや領収書 ・報告書（A4 1枚程度/日）

(4) 給付関係

ア 報酬

《報酬月額イメージ》

採用時年齢	本市行政事務員としての経験年数	報酬月額 (円)	調整額 (円)	合計金額 (円)
22.23.24	1年目	230,710	196,340	427,050
25.26.27	2年目	233,100	193,950	427,050
28.29.30	3年目	236,880	190,170	427,050
31.32.33	4年目	240,530	186,520	427,050
34.35.36	5年目	243,310	183,740	427,050
37以上	6年目	246,330	180,720	427,050
	7年目	249,740	177,310	427,050
	8年目	251,870	175,180	427,050
	9年目	254,020	173,030	427,050
	10年目	255,020	172,030	427,050
	11年目	255,910	171,140	427,050
	12年目	257,040	170,010	427,050
	13年目	257,800	169,250	427,050
	14年目	258,560	168,490	427,050
	15年目	259,430	167,620	427,050
	16年目	260,320	166,730	427,050
	17年目	261,190	165,860	427,050
	18年目	262,080	164,970	427,050
	19年目	262,970	164,080	427,050
	20年目	263,840	163,210	427,050
	21年目	264,730	162,320	427,050
	22年目	265,600	161,450	427,050
	23年目	266,490	160,560	427,050
	24年目	267,380	159,670	427,050

- ※ 令和8年3月31日時点で本市ALTとして任用されている者が引き続き令和8年4月1日付けで再度任用される場合に限り、報酬月額決定にあたって経過措置（調整額（差額相当額）の支給）を実施する。
- ※ 令和8年度の報酬月額については、令和2年度から会計年度任用職員に移行したことを踏まえ、令和2年4月1日時点の勤続年数及び年齢に応じた報酬月額を適用した後、非常勤行政事務員としての経験年数を加味したうえで決定する。
- ※ 経験年数には、55歳に達した日以後（令和8年度以降は60歳に達した日以後）の最初の4月1日以後の期間は含まない。
- ※ 427,050円は、現行の36.25時間ALTの報酬月額を35時間で時間按分した金額である。
- ※ 人事院勧告を踏まえた報酬改定等により上記の報酬月額に変動が生じる場合は、調整額も併せて変動させるものとする。

【参考】令和8年度以降、ALTを新規採用するとした場合の給与体系

【例】令和8年4月1日時点で37歳の者を任用した場合

報酬月額：246,330円（6年目の報酬月額）

調整額：なし

**＜令和8年度における報酬決定の考え方について＞**

**◆内容**

- ① 令和2年3月31日までの本市嘱託員として引き続いた経験年数を踏まえた報酬月額
  - ② 令和2年4月1日付けで新たに会計年度任用職員（非常勤行政事務員）として採用されたと仮定した場合における、令和7年3月31日までの引き続いた経験年数を踏まえた報酬月額
- の比較を実施

**◆報酬決定の具体例**

- |   |
|---|
| ① 令和2年4月1日時点で65歳かつ嘱託員として4年の経験がある者の場合  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>① 嘱託員としての経験年数を踏まえた報酬月額・・・243,310円（5年目）</li> <li>② 非常勤行政事務員としての経験年数を踏まえた報酬月額…246,330円（6年目）</li> </ul> <p>※ 令和2年4月1日時点で60歳に達しているため、令和2年度以降の非常勤行政事務員としての経験は経験年数加算の期間に含めない。</p> <p>⇒ ①&lt;②であるため経験年数6年目の246,330円が報酬月額となる。</p>  |
| ② 令和2年4月1日時点で40歳かつ嘱託職員として1年の経験がある者の場合   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>① 嘱託員としての経験年数を踏まえた報酬月額・・・251,870円（8年目）</li> <li>② 非常勤行政事務員としての経験年数を踏まえた報酬月額…257,040円（12年目）</li> </ul> <p>※ 採用時年齢を踏まえた報酬月額に非常勤行政事務員としての経験年数「6年」を考慮</p> <p>⇒ ①&lt;②であるため経験年数12年目の257,040円が報酬月額となる。</p>                       |
| ③ 令和2年4月1日時点で65歳かつ嘱託員として20年の経験がある者の場合   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>① 嘱託員としての経験年数を踏まえた報酬月額……264,730円（21年目）</li> <li>② 非常勤行政事務員としての経験年数を踏まえた報酬月額…246,330円（6年目）</li> </ul> <p>※ 令和2年4月1日時点で60歳に達しているため、令和2年度以降の非常勤行政事務員としての経験は経験年数加算の期間に含めない。</p> <p>⇒ ①&gt;②であるため経験年数21年目の264,730円が報酬月額となる。</p> |
| ④ 令和2年4月1日時点で40歳かつ嘱託員として15年の経験がある者の場合   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>① 嘱託員としての経験年数を踏まえた報酬月額・・・265,600円（22年目）</li> <li>② 非常勤行政事務員としての経験年数を踏まえた報酬月額…257,040円（12年目）</li> </ul> <p>※ 採用時年齢を踏まえた報酬月額に非常勤行政事務員としての経験年数「6年」を考慮</p> <p>⇒ ①&gt;②であるため経験年数22年目の265,600円が報酬月額となる。</p>                      |

イ 期末手当・勤勉手当

(ア) 期末手当

下記の式に基づき支給する。

$$\text{算定基礎額} \times \text{支給月数} \times \text{期間率} \times \frac{183 - \text{私療休暇日数} \times 1/3 - \text{病気欠勤日数} \times 1/3 - \text{事故欠勤} \cdot \text{無許可欠勤日数}}{183}$$

※ 算定基礎額：報酬月額イメージの報酬月額の欄の金額（以下同じ）

(イ) 勤勉手当

下記の式に基づき支給する。

算定基礎額×支給月数×成績率×期間率

(5) その他

上記以外の給付関係・サービス関係等については現行どおりとする。

(6) 実施時期

令和8年4月1日

2 令和6年度及び令和7年度における期末手当・勤勉手当について

(1) 内容

別紙のとおり

(2) 支給時期

令和7年度中

以 上  
(職員課)

## 期末手当及び勤勉手当について

### ◆令和6年度及び令和7年度における期末手当・勤勉手当の考え方について

令和6年度及び令和7年度の賞与支給基準日に在籍し、かつ、令和7年12月1日時点で在籍する者に対し、以下のとおり支給する。

#### 【期末手当】

令和5年度までの支給額（562,000円）と令和6年度及び令和7年度の支給（予定）額との差額を支給する。

計算式：562,000円－303,000円＝259,000円×2年分＝**518,000円**

↳ 令和6・7年度の期末手当の支給（予定）額

#### 【勤勉手当】

50,000円を2か年分支給する。

計算式：50,000円×2年分＝**100,000円**